

保育料の無償化と副食費の負担について

令和元年10月からの消費税増税に伴い、幼児教育の無償化を実施するための法案が成立しました。売木村においては保育所の保育料が対象となります。

1. 保育料無償化の対象

保育料の無償化の対象となる児童は次のとおりです。

- ①第3子以降の児童
- ②住民税非課税世帯の第2子以降の児童
- ③2号認定こども（3歳以上児）の第1子及び第2子
- ④住民税非課税世帯の3号認定こども（3歳未満児）

2. 給食の食材料費（副食費）の保護者負担

保育所の保育料に含まれていた食材料費（副食費）については、幼稚園では保育料とは別に実費を負担しています。幼児教育無償化の公平性という考え方から、保育所等においても食材料費（副食費）は実費負担する取扱いとなります。負担額は1ヶ月4500円（国算定額）となります。対象となる児童は次のとおりです。

- 2号認定こども（3歳以上児）の第1子及び第2子

※第3子以降の児童及び、第4階層（所得割課税額57,700円未満）以下の世帯の児童については副食費が免除対象となります。

3号認定こども（3歳未満児）は住民税非課税世帯の3号認定こどもを除き今回の保育料無償化の対象とはなりませんので、従来どおり保育料を負担していただくこととなります。この場合、食材料費（副食費）は従来どおり保育料に含まれます。

売木村長